

建築物消費性能適合性判定料金表（～2025.03.31）

第1 特定建築物の一部又は全部の用途がホテル等、病院等、集会所等、及びこれらを含む複合用途の場合は、当該部分について以下の金額とします。

（税込金額 単位：円）

評価手法	対象床面積						
	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 50,000㎡未満	50,000㎡以上
標準入力法							
主要室入力法	253,000	297,000	341,000	396,000	451,000	616,000	836,000
モデル建物法	132,000	154,000	176,000	209,000	275,000	341,000	451,000

第2 特定建築物の一部又は全部の用途が第1の用途以外の非住宅の場合は、当該部分について以下の金額とします。ただし、用途が工場等である特定建築物にあつては、（ ）書きの金額とします。

（税込金額 単位：円）

評価手法	対象床面積						
	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 50,000㎡未満	50,000㎡以上
標準入力法	143,000	187,000	231,000	286,000	341,000	396,000	561,000
主要室入力法	(110,000)	(143,000)	(176,000)	(220,000)	(264,000)	(308,000)	(385,000)
モデル建物法	99,000 (66,000)	121,000 (88,000)	143,000 (110,000)	176,000 (132,000)	209,000 (154,000)	231,000 (176,000)	286,000 (220,000)

第3 計画変更に係る手数料は、第1又は第2の金額の8割相当とします。ただし、直前に係る判定が他機関で行われた場合又は評価手法を変更する場合は、第1又は第2の金額と同額とします。

第4 軽微変更該当証明書の交付に係る手数料は、第1又は第2の金額の7割相当とします。

第5 複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合は、非住宅部分により料金を算定します。また、住宅部分の面積が300㎡以上の場合は、所管行政庁への図書送付等として、料金に11,000円/件を加算します。